

## ミャンマー：法務 Q&A

---

### Question:

現地法人を設立するにあたり、注意すべき点がありますか。

### Answer:

2018年8月1日施行の新会社法によりオンライン申請が可能となり、進出手続が簡略化されています。

最低資本金制度や払込期限が廃止され、資本金については「いくらでもよいし、いつ振り込んでも良い」ともいえる柔軟な制度となっています。

---

### Question:

現地の事業を清算・撤退する場合に気を付ける点がありますか。

### Answer:

現地法人の清算には、清算人の選任や、新聞や官報での債権者等への公告などの手続を経る必要があり、1年程度の期間がかかります。

---

### Question:

日本の親会社から現地法人に出向する場合には、どのような手続が必要でしょうか。

### Answer:

ミャンマーでは、外国人に対して労働許可証のようなものは基本的に不要で、出向に際しては特段の手続は通常は必要とされません。但し、ミャンマー滞在については、適法なビジネスビザ又はステイパーミットを取得する必要があります。

---

### Question:

現地での従業員の雇用・解雇にあたって気を付ける点がありますか。

### Answer:

従業員を雇用した際には、試用期間を除き1か月以内に、法定の21項目の記載事項を網羅した雇用契約を締結する必要があります。また、雇用契約書を労働局に届け出る必要があり、届出に際しては政府の発表している雇用契約ひな型を使用することが求められます。

解雇については、法定の補償金を支払えば法律上は制限なく行うことができます。但し、政府の雇用契約ひな型には解雇を制限する文言もあり、注意が必要です。

---

Question:

契約の準拠法を選択できますか。また、契約書の言語について規制がありますか。

Answer:

契約の準拠法、言語ともに、特に制限はありません。

---

Question:

契約書に仲裁条項を入れたり、国際裁判管轄を定めたりすることはできますか。またその際の注意点はありますか。

Answer:

仲裁や国際裁判管轄について、特に法律上の制限はありません。しかしながら、海外仲裁判断の承認手続を定めた仲裁法が 2016 年に成立したものの、前例が乏しく手続の安定性に欠ける点は注意が必要です。

---

Question:

現地法人から日本の本社へ配当などを送金することについて、規制がありますか。

Answer:

納税後の配当の送金は、問題なく行うことができます。

---

Question:

現地法人を運営するにあたって、コンプライアンス上気を付ける点がありますか。

Answer:

公務員に対する贈答品について大統領府のガイドラインが 2016 年 4 月 4 日に発せられています。同ガイドラインは、贈答品は 2 万 5000 チャット以下のものに限られ、ティンジャン（ミャンマー新年）の際の贈答品も 10 万チャットを超えないものに限られるなどの制限を設けています。

---

Question:

現地法人の取締役について、国籍・居住地・人数等の要件は定められていますか。

Answer:

2018 年 8 月 1 日施行の新会社法では、常駐（年間 183 日以上滞在等）の取締役を置くことを求められており、海外会社の支店の代表者である Authorised Officer も同様です。なお、2019 年 7 月末までは、旧会社法で設立された会社については、義務の猶予期間とされており、猶予期間中に上記常駐者を選任する必要があります。